

平成28年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年2月10日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2. 第3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 3番 多内 茂
6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎
8番 東口 守夫 12番 木下祐一郎
13番 山崎 儀章 14番 岩見 正明
15番 古井 淳二 16番 田中 正則
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 4名 2番 岡田 孝明 4番 横山 和男
5番 岡本 達眞 11番 橋本金次郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

産業観光課職員

係長 橋本 隆

6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者は4名です。

出席者数18名です。定足数に達していますので、平成28年度第11回八頭町農業委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、6番勝原貴美恵委員 7番宮本彰太郎委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は8件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は12件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

議案第1号 受付番号15-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件。

受付番号15-1について説明します。

土地の所在地 日田地内6筆 台帳地目 3筆は田、残り3筆は畑
現況地目 3筆は田、残り3筆は畑 面積 1,785㎡、1,238㎡、1,733㎡、439㎡、8.12㎡、550㎡ 合計5,753.12㎡

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲渡人は町外に居住しており農業に従事して

おらず、八頭町に居住して農地管理をしていた母親も亡くなり管理が困難となってくること、また申請地は既に農地中間管理事業により集落で取組んでいる日田農業生産組合へ貸出されていることから、地元に住居して農地管理（草刈・水路掃除等）をしてくれる者に譲りたいと考えられていたところ、親類でもある譲受人が購入しても良いと引き受けられたとのことです。

しかし、譲受人も集落で組織している日田農業生産組合に農地を貸し出しており今回、買い受けられる田の農地については本人が耕作されるのではなく、地域で取り組まれており、譲受人が組合員である集落営農に協力されるため日田農業生産組合に貸しされる予定です。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機を保有されています。

また、貸付農地が適切に耕作されている場合は、当該貸付地は勘案しないものとされており、保有している農地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用されるものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、田については取得後日田農業生産組合に貸出し管理されますし、畑については農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、申請人の経営面積は73アールとなっております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では水稲、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

藪田会長 事務局の説明で相違ないことを確認しました。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。続きまして日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。事務局よりお願いいたします。

事務局

審議に入ります前に、受付番号16-1ですが、2月9日付けで取下げ願が提出されましたので、議案から削除をお願いします。受付番号17-2について説明をします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。

土地の所在地 坂田地内2筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積
545㎡、996㎡ 合計1,541㎡

牛舎及び堆肥舎を転用目的とした賃借権設定です。

場所は、議案書3,6,7ページに図面を付けています。土地利用計画図は8ページに付けています。

理由につきましては、減少する和牛繁殖農家の規模拡大を図り生産基盤の強化を進めるため牛舎を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農振農用地区域内の農地に該当します。同時に農振農用地区域の用途区分変更申請書も提出されており許可見込みとなっています。

議案書2ページには第1種農地としていますが、間違いですので訂正をお願いします。許可根拠は農業用施設等です。

資力及び信用についてですが、資力は預金通帳のコピー、県補助金内示額により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は林道、西側、南側は貸出人所有農地、北側は原野です。雨水は既設水路に放流します。污水排水については、人糞については簡易トイレを設置し、牛尿についてはおがくずと混ぜ合わせる等し、漏れないように牛糞と一緒に堆肥舎へ運搬するとのことです。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長）	この件につきましては、18番谷口與理幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
谷口委員	2月3日に借受人と面会しました。現地は積雪があり確認できませんでしたが、事務局の説明通りで問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 17-2 について申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から平成29年1月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の9ページから17ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規9件、更新19件 合計28件です。面積は田51,901㎡、畑7,876㎡ 合計59,777㎡です。中間管理事業分としては新規5件、更新7件 合計12件です。面積は田43,831㎡畑3,058㎡合計46,889㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	通常の利用権設定 受付番号202-1から213-12について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 202-1 から 213-12、について申請どおり決定します。続きまして、受付番号 214-13 についてですが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	（関係委員退室）
議長（会長）	それでは、受付番号 214-13 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	意見・質問はありませんでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 214-13 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 215-14 から 229-28、中間管理事業分受付番号 79-1 から 90-12 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで受付番号 215-14 から 229-28、中間管理事業分受付番号 79-1 から 90-12 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より平成 29 年 1 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 91-1 から 93-3、95-5 から 102-12 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 46,899 m²を借受け希望のありました農地所有適格法人 4 法人へそれぞれ、5,263 m²、24,024 m²、8,382 m²、4,756 m²、担い手 1 名へ 1,406 m²配分するものです。</p>
議長 (会長)	この件につきまして意見質問はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、整理番号 91-1 から 93-3、95-5 から 102-12 については、申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 94-4 についてですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(関係委員退室)</p>
議長 (会長)	それでは、整理番号 94-4 について審議を行います。事務局で説明をお願いします。
事務局	この農地は荒廃農地でしたが、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業により水田へ再生され同集落の担い手が耕作されるということで、3,058 m ² を配分するものです。

議長（会長）	この件につきまして意見質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、整理番号 94-4 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。 続きまして日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更についてですが、担当課の産業観光課橋本係長より説明をしていただきます。
橋本係長	【議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について 説明】
議長（会長）	ただいま説明がありましたが、質問意見等ありませんか。
田中洋委員	資料の訂正の 1 ページ目の表中、42 ページ C-1 福地字貝谷 17 はどこに表記してあるのでしょうか。
橋本係長	八頭町農業振興地域整備計画案の 42 ページ、除外する土地の福地欄の 3 行目に字貝谷（ただし 10, 23, 25 の土地を除くとあります。）表記のしかたが難しいのですが、17 は除外しない土地ということになりますから、このただし書きの中に 17 を表記するということになります。
議長（会長）	その他質問等ありますでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	皆さん意見等あると思いますが、説明を聞きすぐここで発言してもらうのも難しいかと思しますので、来週の月曜日までに意見を事務局

まで申し出てもらい、それを事務局でまとめて産業観光課へ回答したいと思います。

本日の時点では申請どおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、案どおり承認いたします。以上で議案第5号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了します。
続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●農業委員・農地利用最適化推進委員選任進捗状況について
●農業委員会特別研修について
次回委員会は、3月10日(金)午後1時30分から船岡地区公民館大集会室で行います。
以上です。

議長 (会長) その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長 (会長) 無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。

終了 (14時30分)